

「所得税法第 56 条廃止を求める意見書採択に関する請願書」に関する説明（総務委員会）

2015年12月8日 紹介議員 大名美恵子

○紹介議員の大名美恵子です。本請願について、説明の機会をいただきましてありがとうございます。

ぜひとも請願の趣旨をご理解頂きご賛同いただけますよう、始めにお願いを致します。

○まず請願は、所得税法第 56 条の廃止を求めているわけですが、なぜ廃止を求めるのかについてです。

○請願者である茨城県商工団体連合会婦人部協議会は、日本の全企業の 9 割と言われる中小企業の家族従業者の中でも女性たちの自主的な団体です。

○業者婦人の会ということになるかと思いますが、現在、業者婦人の方々は、所得税法第 56 条の存在によって、「家族従業員の給与を経費として認めないこと、すなわち、実際に働いている正当な給与を、税法上、否定している」というもとに置かれています。

こうした業者婦人の「働き分」を正しく評価し、世界の主要国のように、「自家労賃を必要経費」として認めてほしいというのが、廃止を求める理由です。

・ただしその際、わがままを認めてほしいとか、「青色申告はしたくないから白色申告で認めてほしい」などという問題ではなく、「正当なことを正当なこととして認めてほしい」という主張です。

所得税法に 56 条の規定があることが、業者婦人をはじめとした家族従業者の「働き分」が、正当に評価されない、これは人権否定を意味するということから、そうした事態をなくすために廃止を求めるというものです。

○日本の「家族従業者の働き分が認められない」ということが、「人権否定にあたる」ということについては、すでに 2009 年（平成 21 年）7 月 20 日から 8 月 7 日まで開かれた国連女性差別撤廃委員会でも、日本政府に対し痛烈な批判が行われるなど議論になっていると聞いています。

○当然ながら、世界主要国のアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国などでも『「家族の給料は経費に認める』が当然」と、されており、日本の青色申告に該当する制度は、ほとんどないと聞いています。

○次に、国会での 56 条廃止を求めての質疑・議論に触れます。2009 年（平成 21 年）当時の議論ですが、議論の中で、財務省（旧大蔵省）が 56 条の必要性、存在理由として説明しているのは、「アメリカなど諸外国では、記帳が義務づけられているから、家族従業員の給与を経費に認めている。家族従業員の給与を経費に認めるには、記帳が大前提。だから日本では記帳義務のある青色申告にしてもらいたい」と言うものです。

しかし、この言い分には 3 つの矛盾点があることが明らかです。

①点は、法律の 1 つにすぎない所得税法が、なぜ人間が実際に労働したという事実を否定することができるのか。

②点は、なぜ青色申告なら家族従業員の給与を経費に認めるのか。

③点は、記帳が条件というなら、白色申告者も 1984 年（昭和 59 年）から年間所得 300 万円以上は記帳義務となっているではないか、ということですが

論戦はさらに深められて、議員が財務省に、「(諸外国のように) 記帳をしてくれれば家族の給与も経費に認める」というのなら、白色申告者も年間所得 300 万円以上が記帳義務となった 1984 年(昭和 59 年)から家族従業員の給与を経費に認めるべきだったではないか」と詰め寄ると、大臣は「研究してみます」と答弁したそうです。今後大きく期待したい訳ですが、地方議会から 56 条廃止の意見書が上がることの重要性がここでよく解ります。

○次に、業者婦人の日常生活の実態、つまり経費に認めてもらえていない仕事の実態について触れます。

業者婦人の日常は大変過酷です。例えば、産前休暇がどれだけ取れたか、という点で見ますと、2006 年(平成 18 年)に行った国保加入者 7906 人への調査では、83%が法定休暇以下となっています。この傾向は、最近行われた調査でも同様と聞いています。

○また、日常生活の実態という点で、村内のある木造の新築住宅を主に行っている事業所さんの例をお聞きしましたところ、奥さんは、営業、施主さんとの契約、打ち合わせ、発注、請求、集金、支払い等を行い家業を支えている、これによって、事業主さんは、現場で建築に集中することが出来ているという状況だそうです。

○このように業者婦人は、家業の重要な役割・仕事を担っているにもかかわらず、事業主の配偶者であるからと、対価の支いは、必要経費に算入されず、全て事業主の所得に合算されるというこの状況は、改善されてしかるべきと考えます。

○続いて 56 条により「働き分」が認められないことにより、どんな不利益を被っているかという問題です。

例えば、①交通事故の保障日額ですが、これまでの実例ですが、専業主婦は 5700 円のところ、配偶者の家族従業者では 2300 円と半額以下。②保育園の入所申請には所得証明が必要ですが、働いているのに所得がないので民生委員の証明が必要。

③家族従業者で娘や息子の場合ですが、独立して家を建てたいが、専従者控除が 50 万円ということから住宅ローンが組めない。

④同じ仕事でも隣の店にアルバイトに行くと賃金がもらえるが、自分の家ではただ働き。

⑤業者婦人の働き分は経営者の所得になるので、事業主 1 人分として申告すると重税になる、さらには、

⑥憲法や法律に違反しているなどなど、おかしい点がたくさんあります。

○次に、逆に「働き分」が認められたらどうなるかという事です。

①1 人の働く女性として社会的に認められる。

②経済的に自立できる。

③傷病手当や出産手当の計算上の根拠ができる。

④1 人の納税者となる。

⑤仕事の単価や工賃を上げさせることができる、などが挙げられます。これらは、日本女性の地位向上に大きく貢献できるものです。

○それでは、日本にはなぜ 56 条が存在するのかということについてです。所得税法は、明治 20 年(1887 年)に創設され、世帯主の名前で納税させられていました。1949 年(昭和

24 年) にシャープ勧告を受け、翌年から世帯単位から個人単位課税に変えられたものの、56 条は差別的に残されたことによります。

つまり、明治 20 年に作られたままで残っているもので、家長以外は無権利状態という、古い家父長制の思想が税制に居座っていると言えるものです。

一方、国会答弁での財務省の言い分は、資料 3 に記載してありますが、要約すれば、「1949 年 (昭和 24 年) のシャープ勧告により導入した」と言っています。

しかし今、私たちの国は、日本国憲法の下、全ての国民に侵すことのできない基本的人権が認められ、個人として尊重され、法の下に平等など位置づけされています。そういう時代です。そしてこれらに付随した法律や条約などさまざまあります。56 条が存在する所得税法は、こうした今の時代にあった税法になっていないことが明らかです。直ちに直すべきです。

○最後に、白色申告の年間所得 300 万円以上の事業者に、1984 年 (昭和 59 年) から記帳が義務付けされたことを経て、2014 年 (平成 26 年) 1 月からは全ての事業者に記帳義務が課せられました。これにより、所得税法 56 条の根拠として「正確な申告の徹底が必要」を挙げることは、つじつまが合わない、つまり、申告の仕方で差をつけることには道理がなくなっているということを申し上げたいと思います。

先ほど、この委員会において「納税者による恣意的な所得分割を避けるための 56 条規定と青色申告制度があると思われる」との議論がありましたが、納税者を疑ってかかる法律条項だとしたら尚のこと認めることができません。

重ねて、本請願の言う家族従業者の「働き分を」必要経費として認められるよう速やかに 56 条を廃止することを求める意見書を国関係機関にあげてほしいという声に、ぜひとも、総務委員各位のご理解とご賛同をお願いし、請願の説明とさせていただきます。

資料No. 1 . . . 別紙 (全国の決議・採択状況)

資料No. 2 . . . リーフレット

資料No. 3 . . . 下記

日本は、56 条をなぜ残したのか

国会答弁で、財務省主税局長 は「具体的に申しますと、事業主がご主人で、奥様が一緒に働いておられる、奥様に給与をお支払いになった場合に、その支払ったものは事業主の所得計算上は必要経費に算入しない、つまり、事業主の事業所得として計算をいたしますという規定でございます。これは、昭和 24 年のシャープ勧告において所得税の課税単位を個人単位とするように指摘がされましたが、その際あわせて、家族従業員を雇用することによって「所得分割」を抑制する措置を併せて導入すべきという指摘があり、この制度が昭和 25 年度税制改正において導入されたものでございます」と述べています。

シャウプ勧告

※シャウプ勧告：1949年コロンビア大学教授 カール・シャウプを団長とする使節団が、昭和24年(1949)と同25年に日本の税制改革に関して出した勧告。直接税中心主義の徹底、地方税を独立税とするなどを主な内容とした。

白色申告の場合の記帳する内容は

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載。記帳に当たっては、1つ1つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよい。

・帳簿等の保存が必要ですが、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を納税者の住所地や事業所などの所在地に整理して保存する必要があります。

青色申告の場合の記帳する内容は

日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典が受けられるといわれる制度です。しかし、それは、税務署長が条件付で一部を認めるというもので、税務署長の一方的な判断でいつでも取り消すことができるというものでもあります。諸外国でもこうした青色申告にあたる制度はほとんどありません。

《青色申告に係る申請や届出》

- ・所得税の青色申告承認申請書（15 ページ）
- ・青色事業専従者給与に関する届出書（17 ページ）
- ・所得税の青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出書（19 ページ）

＜青色申告に必要なこと＞

- 1 正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）による記帳
- 2 簡易帳簿による記帳

＜帳簿書類の保存＞

民主商工会について

○県内、日立、水戸、土浦、鹿行、県南、県西の6つの民主商工会で連合体を構成→茨城県商工団体連合会（請願は、県婦人部協議会が提出）

○東海村は、日立民主商工会那珂支部に所属→東海村：4班、18人

○県婦人部協議会は約544人。日立民商婦人部は約100人。東海村は6人。